

4 選考

(1) 第1次選考

書類選考を行い、8月12日（木）までに選考結果を本人に通知する。

(2) 第2次選考

ア 期日 8月21日（土）

イ 場所 熊本県庁

ウ 方法 3～5人程度による集団面接（20分間程度）

エ 内定 9月6日（月）までに、本人に通知する。

5 決定及び取消

- (1) 第2次選考結果が本人に通知されることをもって、団員と決定するが、団員として決定した後であっても、不適切と認められる場合は、団員の資格を取り消す。

6 その他

- (1) 第2次選考について、期日の変更はしない。ただし、学校主催の行事がある場合は、事前（8月16日まで）に連絡すること。時間帯の調整を行うが、希望時間帯に沿わない場合もある。
- (2) 旅行手続きの関係上、団員として決定した場合は、委託業者へ個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号）を提供する。
- (3) 視察研修へ出発後に、病気や事故等により研修への参加が不可能となった場合、速やかに帰宅させる。なお、この場合に要する経費は団員の負担とする。
- (4) 視察研修終了後、研修の成果等を県民へ報告することを目的に、所属校での報告や新聞等への投稿等を行う。
- (5) 本事業において、撮影した写真を本事業の広報及び事業報告書に使用する。
- (6) 団員には、視察研修後にアンケート及び作文の提出を求める。また、保護者にもアンケートの提出を求める。それらは、事業報告書に記載する。
- (7) 事業説明会は、実施しない。

天候や新型コロナウイルスの感染状況等、やむを得ない理由によるプログラムの変更及び事業中止については、主催者において協議し措置するものとする。

【申込・問い合わせ先】

〒862-8570（県庁専用住所記載不要）

熊本県くらしの安全推進課（新館4階）

青少年班 担当：立川

（熊本県青少年育成県民会議事務局）

TEL 096-333-2294